

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】令和4年7月14日(2022.7.14)

【国際公開番号】WO2021/186499

【出願番号】特願2022-508615(P2022-508615)

【国際特許分類】

F04C 29/02(2006.01)

F04C 18/02(2006.01)

【F I】

10

F 0 4 C 2 9 / 0 2 3 5 1 B

F 0 4 C 1 8 / 0 2 3 1 1 Y

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月13日(2022.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0006】

本開示に係る圧縮機は、シェルと、前記シェルに設けられ、前記シェルの内部空間を第1空間と第2空間とに分ける本体部と、前記本体部に形成され、前記第1空間と前記第2空間とをつなぐ第1吸入ポートと、前記本体部における前記第2空間側に形成され、棒状部材であるクランクシャフトを支持する軸受を構成するボス部と、を備えたメインフレームと、前記シェルにおける前記第2空間に形成されている吸入口に接続され、冷媒と潤滑油を含む流体を吸入する吸入管と、前記シェルの前記第1空間に設けられ、前記吸入管から吸入され、前記第1吸入ポートを通過した前記冷媒を圧縮する圧縮機構と、前記メインフレームを前記第2空間側から見たとき、外周縁部と前記シェルの内周面とが接触し、内周縁部と前記メインフレームとの間に空隙が形成された状態で、前記吸入口と前記第1吸入ポートとの間に設けられた環状の第1網状部材と、前記第1網状部材よりも前記クランクシャフトを回転させる駆動機構部側に位置し、内周縁部が前記ボス部に接触し、前記メインフレームを前記第2空間側から見たとき、前記第1網状部材の内周縁部と一致するか、重なるように設けられた環状の第2網状部材と、を備える。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

40

【請求項1】

シェルと、

前記シェルに設けられ、前記シェルの内部空間を第1空間と第2空間とに分ける本体部と、前記本体部に形成され、前記第1空間と前記第2空間とをつなぐ第1吸入ポートと、前記本体部における前記第2空間側に形成され、棒状部材であるクランクシャフトを支持する軸受を構成するボス部と、を備えたメインフレームと、

前記シェルにおける前記第2空間に形成されている吸入口に接続され、冷媒と潤滑油を含む流体を吸入する吸入管と、

前記シェルの前記第1空間に設けられ、前記吸入管から吸入され、前記第1吸入ポートを通過した前記冷媒を圧縮する圧縮機構と、

50

前記メインフレームを前記第2空間側から見たとき、外周縁部と前記シェルの内周面とが接触し、内周縁部と前記メインフレームとの間に空隙が形成された状態で、前記吸入口と前記第1吸入ポートとの間に設けられた環状の第1網状部材と、

前記第1網状部材よりも前記クランクシャフトを回転させる駆動機構部側に位置し、内周縁部が前記ボス部に接触し、前記メインフレームを前記第2空間側から見たとき、前記第1網状部材の内周縁部と一致するか、重なるように設けられた環状の第2網状部材と、
を備える圧縮機。

【請求項2】

前記ボス部は、前記第1吸入ポートと前記吸入口との間に位置しており、前記空隙は前記ボス部と前記第1網状部材の前記内周縁部との間に形成されている請求項1に記載の圧縮機。

10

【請求項3】

前記メインフレームは、前記本体部に形成され、前記第1空間と前記第2空間とをつなぐ第2吸入ポートを備え、前記第2吸入ポートは、前記第1吸入ポートおよび前記吸入口に対して離間した位置に形成されている請求項2に記載の圧縮機。

【請求項4】

前記メインフレームは、前記第2空間に設けられ、前記駆動機構部の方向に突出する複数のリブ部を前記ボス部の外周側に備え、前記第1網状部材は前記リブ部に固定されている請求項2または請求項3に記載の圧縮機。

20

【請求項5】

前記第1網状部材は、150メッシュ以上、400メッシュ以下で、目開きが $37\mu m$ 以上、 $100\mu m$ 以下である請求項1～請求項4のいずれか1項に記載の圧縮機。

20

30

40

50